

ただいま提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議第95号は、滋賀県流域治水基本方針の策定について議決を求めようとするものでございます。

流域治水基本方針の策定につきましては、昨年11月県議会定例会において提案いたしましたが、ご審議の結果、市町や住民の皆さんに十分理解されるには至っていないなどの理由により継続審議となりました。

このため、この2月県議会定例会までに、流域治水への住民の皆さんの理解を深めていただくため、昨年12月24日にシンポジウムを開催し、また、2月14日の自治創造会議では、市長や町長の皆さんに再度ご説明し、ご意見を伺うなど、議論を深めてまいりました。

ここでのご意見や、これまでの県議会でのご議論を踏まえ、内容の一部を修正し、再度提案させていただくものでございます。

修正内容につきましては、「川の中の対策」を着実に実施していくこと、また、条例制定にあたっては、市町との協議・調整、および県民の皆さんへの説明を十分に行うこと、などについてあらたに明記するものでございます。

いつ起こるかわからない水害から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、流域治水基本方針の策定について、本議会での議決をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。